

平成28年度集団指導資料
施設・通所・居住系サービス編
【報酬編】

平成29年3月14日
岡山県保健福祉部障害福祉課



— 目次（報酬編） —

I	実地指導における主な指導事項等（報酬関係等①）	・・・	1
II	連絡事項について（報酬関係）	・・・	11
III	実地指導における主な指導事項等（報酬関係等②）	・・・	15

I 実地指導における主な指導事項等(報酬関係等①)

1 共通事項

(1) 定員規模別単価の取扱いについて(赤本p8参照)

報酬の留意事項通知 1. 通則(6)

(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)



- 日中活動系サービスにおける多機能型事業所において、サービス費の算定が誤っている。
- 従たる事業所を持つ日中活動系サービス事業所において、サービス費の算定が誤っている。



報酬を請求する場合の利用定員の算出に当たって、多機能型事業所にあってはサービス事業ごとの利用定員を合計した利用定員の規模、また、従たる事業所を持つ事業所にあっては、主・従の利用定員を合計した利用定員の規模で請求する必要があります。

(2) 定員超過利用減算(赤本p8～p11参照)

報酬の留意事項通知 1. 通則(7)

(療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)



- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し(利用定員の増数変更など)が行われていない。
- 1日あたりの利用実績は定員超過利用減算に該当しないものの、過去3月間の利用実績は定員超過利用減算に該当している。(減算が必要です。)



1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い(利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合【※利用定員51人以上の場合の取扱いは異なりますのでご注意ください。】)については、1日の利用者の数が利用定員に100分の150(療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援は100分の110)を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき所定単位数の100分の70で算定することになります。

また、過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱いについては、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に関所日数を乗じて得た数に100分の125(療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援は100分の105)を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算になります。

なお、多機能型事業所等にあっては、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算定します。

(注意)生活介護及び就労継続支援の定員増は指定の変更申請が必要です。(H29.4.1～就労継続支援A型が追加。)

(3)人員欠如減算(赤本p11~p12参照)

報酬の留意事項通知 1. 通則(8)

(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助)



- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、人員基準上必要とされる人員を満たしていない。(減算が必要です。)
- 生活介護において、看護職員が年に数回しか勤務していない。(配置されていない(勤務していない)月の翌月又は翌々月から人員欠如が解消された月まで減算が必要です。)
- サービス管理責任者が退職した以降、後任が補充されていない。(配置されていない月の翌々月から人員欠如が解消された月まで減算が必要です。)

point!



指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、世話人については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。(1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。)

また、生活介護においては、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)が、指定生活介護の単位ごとに、一以上必要であるため、全く配置されていない場合は、人員欠如となり、その翌月から人員欠如が解消された月まで、所定単位数の100分の70で算定することとなります。

サービス管理責任者が配置されていない場合は、翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

なお、多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について、減算となります。

point!



常勤換算方法により、人員基準上又は報酬算定上必要とされる人員(例えば人員配置体制加算など)については、毎月、その員数を満たす必要があります。

県の受理通知をもって請求できるわけではありません。

事業者においては、毎月その員数を満たしていることを確認した上で、適切に報酬請求してください。

(4)個別支援計画未作成減算(赤本p13~p14参照)

報酬の留意事項通知 1. 通則(10)

(療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助)



- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。(減算が必要です。)
- 基準に定められている個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。(減算が必要です。)

point!



個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、当該利用者につき所定単位数の100分の95で算定してください。

point!



個別支援計画に支援内容を位置付けることが必要な加算があります。

- ①訪問支援特別加算 ②食事提供体制加算 ③延長支援加算 ④入院時支援特別加算
など

(5)福祉専門職員配置等加算

(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、
就労継続支援B型及び共同生活援助)



- 従業員の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業員が異動したり、退職したことにより、加算の要件である常勤配置している従業員のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士）の割合（Ⅰ型は100分の35以上、Ⅱ型は100分の25以上）、常勤配置している従業員の割合（100分の75以上【Ⅲ型】）又は常勤配置されている従業員のうち3年以上従事している従業員の割合（100分の30以上【Ⅲ型】）を満たせなくなった時は、加算を算定しないこと。※下線部の割合は実際的人数で算出します。

また、その際には、届出が必要ですので、所定の手続きを行ってください。

◆厚生労働省Q&A(平成21年4月1日)抜粋

Q 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算は個々のサービス毎に行い、個々のサービス毎に加算を算定するのか。もしくはそれらを多機能型事業所全体で行うのか。

A 多機能型事業所全体で、配置割合等の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行うこととする。

(6)食事提供体制加算

(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び
就労継続支援B型)



- 外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。
- 出前や仕出し弁当等による食事を温めなおして提供を行う場合や主食や汁物のみを施設内で調理し、主菜や副菜は給食業者が調理したものを提供する場合において、加算を算定している。



事業所が食事を提供した場合に限定して加算を算定してください。

※ 食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することが可能なものですが、食事の提供する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。

なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものです。

※ 出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはなりません。



食事提供体制加算の適用期限

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成30年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられています。

(7)欠席時対応加算

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)



- 利用中止の連絡のあった日時、利用者の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。



利用予定日の前々日、前日（※営業日で算定）又は当日に中止の連絡があった場合に1月に4回を限度として算定が可能です。なお、算定要件として、電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録しておかなければなりません。

(8)送迎加算

(生活介護、自立訓練【宿泊型自立訓練は除く】、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型) ※短期入所は算定要件が異なります。



- 日常的に送迎を利用している利用者について、送迎を利用しない日においても加算を算定している。
- 送迎加算(I)について、1回の送迎につき平均10人以上かつ週3回以上の送迎を実施していない。



※平成27年度制度改正について

送迎加算については、平成23年度まで障がい者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで各都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いでした。このことにより各都道府県間で算定基準に格差が生じていたことから、これらの独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）について、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分が新たに設けられました。

また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については廃止されました。

2 生活介護

(1) 人員に関する基準

従業員の員数



- 第78条 指定生活介護事業者が、指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で次の(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。
 - (1) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (2) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (3) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
 - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
 - ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。
 - 三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
(第4項から第7項は省略)

※県指定条例第80条で同様の趣旨を規定

- 看護職員が配置されていない。(⇒人員欠如減算が必要です。「人員欠如減算」の項目参照)
- 看護職員は配置されているが、利用者の障害の程度や状態像から見て、配置状況が非常に少なく適切なサービス体制が確保されていない。



看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）が、指定生活介護の単位ごとに、一以上必要であるが全く配置されていない場合、人員欠如にあたりその翌月から解消された月までが、100分の70の減算となります。

生活介護における看護職員は、人員基準上、「1以上」配置すべきこととなっており、常勤換算方法により1人を配置すべきことを求めているものではありませんが、各事業所における利用者の障がいの程度や状態像を踏まえ、適切なサービス提供が確保される必要があることに留意してください。

また、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合であって、医師を配置しない取扱いとした場合（事前届出が必要）においては、所定単位数の減算が必要となります。（医師配置が無い場合の減算）

※ 平成27年度制度改正により、看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する加算が新たに設けられました。（常勤看護職員等配置加算）

3 短期入所

(1) 報酬の算定に関する事項

短期入所サービス費



- 夕方に入所した日や午前中に退所した日に福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している。



日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すること。

◆厚生労働省Q&A(平成21年4月1日)抜粋

Q 次のような場合には、どの短期入所サービス費を算定すればよいか。

ケース①の場合

障がい者が日中他の障害福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日の早朝に帰宅する場合。

ケース②の場合

障がい児が、昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から養護学校に通った場合。

A 福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする。昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供してないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することとする。

この考え方に立つと、

ケース①の場合 … 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)を2日分算定する。

ケース②の場合 … 1日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)を、2日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)を算定する。

4 共同生活援助

(1) 人員に関する基準

従業者の員数



- 世話人の人員配置区分について、事業所全体で、必要数を満たしていない。
- 夜間時間帯以外のサービス提供時間帯において世話人、生活支援員の員数が必要数を満たしていない。
⇒ 必要数を満たせていない場合は、人員配置区分を見直し、必要員数を満たした配置区分による報酬算定、又は人員欠如減算を行う必要があります。



世話人の人員配置区分については、共同生活住居ごとに配置要件を満たしているだけでは足りず、事業所全体で、必要員数を満たす必要があります。

世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の時間帯において、指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする必要があります。

(2) 報酬の算定に関する事項

夜間支援等体制加算



- 利用者が外泊して住居にいない日についても、加算を算定している。
- 1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合には、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居（サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。ただし、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要。）を巡回しなければならないが、巡回を行っていない。（この場合は加算を算定できません。）＜Ⅰ型及びⅡ型の場合に限る＞
- 夜間支援についてのサービス提供記録（支援内容、利用者の状況、特記事項など）が整備されていない。



1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けること。※夜間支援の必要性を明確にしておくこと。

2 夜間支援の内容について、記録を残すこと。
（内容）支援を行った時間、支援の内容、利用者の状況等

3 夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定方法
（例）夜間支援等体制加算（Ⅰ）

夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下	672単位
夜間支援対象利用者が3人	448単位

※加算の算定方法（夜間支援対象利用者の考え方）等

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に依り加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居毎の前年度平均利用者数（夜間支援の提供の有無に関わらず全入居者を対象とする）で算定すること。

指定共同生活援助事業所全体の前年度平均利用者数ではない。

長期入院時支援特別支援加算

- 1回の入院で3月を超える期間についても、加算を算定している。
- どのような支援を行ったかその内容の記録が不十分である。
- 共同生活援助計画に入院時の支援内容が位置付けられていない。



1 1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能。

また、2月目以降のこの加算の取扱いは、当該月の2日目までは、この加算は算定できない。

2 事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと

3 入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。

また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能。

5 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

(1) 施設外就労及び施設外支援について

- 施設外のサービス提供又は施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成されていない。
- 施設外支援、施設外就労の提供が、当該事業所の運営規程に位置づけられていない。
- 施設外支援において、施設外でのサービス提供中の状況等について、日報を作成していない。
- 施設外就労において、施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結していない。
- 施設外就労における実績を、毎月の報酬請求と合わせて提出していない。

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否 (就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算(I)を算定する場合は要)
報酬算定の対象となる支援の要件	① <u>施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。</u> ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。 ③ <u>施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</u> ④ 緊急時の対応ができること。 ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、 <u>発注元の事業所と契約していること。</u> ⑥ <u>施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</u>	①施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。 ②施設外支援の内容が、 <u>事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。</u> ③利用者又は実習受入事業者等から、 <u>当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることににより、日報が作成されていること。</u> ④施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	可 (利用定員の100分の70以下)	不可
施設外でのサービス提供期限	無	毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間のうち180日を限度(特例の場合、当該期間を超えて提供することも可)

※関連通知文書： 就労移行支援、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について

(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)※平成27年9月4日一部改正

※就労アセスメントを円滑に実施するための工夫例として、「就労移行支援事業所が、利用者の通所しやすい場所(特別支援学校の生徒であれば、在籍している特別支援学校等)に出向き、施設外支援として、就労アセスメントを行う。」場合も、上記の「施設外支援」の要件を満たす必要があります。

※関連文書： 平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について(平成27年3月16日付け厚生労働省事務連絡)

(2)移行準備支援体制加算Ⅱ(就労移行支援)

施設外就労加算(就労継続支援A型、B型)



- 施設外就労の要件が満たせていないのにも関わらず加算を算定している。
- 月の利用日数のうち最低2日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行なわなければならないが、全利用日数について施設外就労を行い加算の算定を行っている。



施設外就労(加算)の要件

- ・職員の配置が必要。※1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算法による)。<事業所についても同じ。>
- ・施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。
- ・施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- ・緊急時の対応ができること。
- ・施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と請負作業に関する契約を締結すること。
- ・施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ・施設外就労に関する実績を市町村に報告すること。

(3)事業所における1日の平均利用時間が一定の場合の算定(就労継続支援A型)



事業所における1日の平均利用時間が一定(5時間未満)の場合は、その時間単位に応じ、就労継続支援A型サービス費の減算が生じます。

事業者は、サービスの提供にあたり、正当な理由もなくすべての利用者の労働時間を一律に短時間とすることなく、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した就労機会の提供を行ってください。

(参考)報酬の留意事項通知 第二の3の(4)①

事業所における1日の平均利用時間が一定の場合の所定単位数の算定について
ア 報酬告示第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)から(7)までの1日の平均利用時間が一定の場合における減算の取扱いについては、事業所における雇用契約を締結している利用者の1日当たり利用時間の平均が、1時間未満、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満又は4時間以上5時間未満である場合に減算を行うものとする。(=全利用者について減算が生じます)

イ アの平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去3月間の延べ利用時間を直近の過去3月間の延べ利用人数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間利用(1日の利用時間が5時間未満の利用のことをいう。以下同じ。)となってしまう場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととする。なお、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ること。
(平成27年10月1日以降から施行)

6 障害者支援施設(施設入所支援)

(1)報酬に関する基準

**夜勤職員配置体制加算について 報酬の留意事項通知1 通則(9)
(赤本p12~p13参照)**



【参考】施設入所支援の夜勤職員について

- ◆施設入所支援を行うために置くべき生活支援員の員数
 - (1)利用者の数が60以下・・・1以上
 - (2)利用者の数が61以上・・・1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ◆夜勤職員配置体制加算
 - (1)前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下・・・夜勤2人以上
 - (2)前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下・・・夜勤3人以上
 - (3)前年度の利用者の数の平均値が61人以上・・・・・・・夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60以上を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 施設入所支援において、夜勤職員の加配を行い「夜勤職員配置体制加算」を算定しているが、必要な時間数が確保されていない。



○夜勤職員の必要数

前年度の利用者数が40人の場合・・・指定基準上の1人+1人加配=合計2人必要

前年度の利用者数が60人の場合・・・指定基準上の1人+2人加配=合計3人必要

○夜勤職員の配置時間

夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間（人を交代しての、シフト勤務可能）をいう。）に配置する。

「夜勤職員配置体制加算」において加配すべき夜勤職員の配置時間数は、施設入所支援において指定基準上必要な時間数と同様であり「午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間について、生活支援員を配置すること」となっているため、その時間帯に配置がない場合（休暇も含む）は、加算算定はできません。

(2)人員に関する基準

開所日数の取扱いについて



障害者支援施設等の開所日数の取扱いについて（平成28年3月31日付け事務連絡）

（開所日数の取扱い）

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとしていますが、開所日数とは何を指すのか。

答 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。

Ⅱ 連絡事項について(報酬関係)

事 務 連 絡
平成29年 3月 1日

関係指定障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援、共同生活援助)

岡山県保健福祉部障害福祉課

人員配置の見直しに係る自主点検の実施について

標記の障害福祉サービスについては、前年度の平均利用者数によって、人員配置が決定される仕組みとなっていますので、次により前年度の利用実績(基準日:平成29年4月1日)に基づく見直しを行った上、適切な人員配置を行ってください。(平成28年4月2日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設、平成29年1月2日以降に定員減を行った事業所・施設を除きます。)

記

1 見直し関係書類(様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく障害福祉サービス等関係」→「2. 事業者の指定(更新)・変更及び運営等に関することについて」→「人員配置の見直しに係る自主点検の実施(及び変更の届出)」に掲載)

- ① 人員配置の見直しに係る自主点検表(兼申出書)
- ② 人員配置基準上の必要人数計算表
- ③ 平均障害支援区分算定表(生活介護のみ)
- ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

2 書類の保管

- ・ 見直しに使用した上記1の書類については、必ず保存をしておいてください。
- ・ これらの書類については、提出は不要です。

次の事業所等については、前年度の利用実績(基準日:平成29年4月1日)に基づく見直しの対象外です。所定の時期に見直しを行った上、県民局に関係書類を提出してください。(指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書に添付された「留意事項」を参照)

3 その他

人員配置の見直しの結果、報酬算定に変更が生じる場合は、その内容に応じ体制届等を提出することが必要です。(様式の掲載場所は、上記1と同じ)

(1) 提出書類

- ① 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号)
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 各加算に係る届出書及びその添付書類(加算の算定に変更が生じる場合)

(2) 提出期限 平成29年4月10日(月)

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定(単位数の増)はできません。

(3) 提出部数 2部(正本1部、副本1部)

(4) 提出先 事業所等を所管する県民局の健康福祉課

関係指定障害福祉サービス事業所等管理者 殿

(施設入所支援、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助)

岡山県保健福祉部障害福祉課

前年度の事業実績に関わる要件のある加算の届出について

「前年度の平均利用者数」等、前年度の事業実績に関わる要件のある加算について、平成29年4月からの算定を行う場合は、平成29年3月31日までの1年間（年度途中の新設事業所・施設は1年未満）の実績を基に、算定要件を満たしているか否かを確認の上、次により必要な届出を行ってください。

記

1 「前年度の平均利用者数」が関係する加算

(1) 対象となる加算

- ①夜勤職員配置体制加算及び夜間看護体制加算、重度障害者支援加算Ⅰ（施設入所支援）
- ②人員配置体制加算（療養介護、生活介護）
- ③視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（施設入所支援、生活介護、自立訓練・宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助）
- ④通勤者生活支援加算、夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ（宿泊型自立訓練、共同生活援助）
- ⑤地域移行支援体制強化加算（宿泊型自立訓練）
- ⑥重度者支援体制加算（就労継続支援A・B型）
- ⑦目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型）

(2) 留意事項

- ・ 新たに(1)の加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在(1)の加算を算定している事業所・施設が、4月以降引き続き同じ内容の加算を算定する場合、届出は不要とします。その場合も、自主点検の際に作成した書類（下記3の③の書類）については、必ず保存をしておいてください。
- ・ 前年度の実績により、加算区分が変更となる場合（人員配置体制加算）や算定単位数が変更となる場合（夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ。共同生活援助にあつては共同生活住居ごとに確認）は、「変更」の届出を行ってください。
- ・ 前年度の実績により、加算を算定できなくなったときは、速やかに体制届出書（下記3の①及び②の書類）により届け出てください。
- ・ 加算算定の検討に当たっては、「人員配置見直しに係る自主点検」における前年度の平均利用者数と整合を図ってください。

2 その他の前年度実績（就労定着実績、工賃実績等）が関係する加算

（1）対象となる加算

- ①就労定着支援体制加算、移行準備支援体制加算Ⅰ（就労移行支援）
- ②就労移行支援体制加算（就労継続支援A・B型）
- ③目標工賃達成加算Ⅰ・Ⅱ（就労継続支援B型）

（注）目標工賃達成加算Ⅲについては、岡山県の平均工賃月額公表後に届け出て

（2）留意事項

- ・ 新たに（1）の加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在（1）の加算を算定している事業所・施設が、4月以降引き続き同じ加算を算定する場合、「継続」の届出が必要です。
- ・ 前年度の実績により、加算を算定できなくなったときは、速やかに体制届出書（下記3の①及び②の書類）により届け出てください。なお、「就労定着支援体制加算」が算定されなくなったときは、「就労支援関係研修修了加算」も算定できません。

3 提出書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法に基づく事業等関係」→「2. 事業者の指定（更新）・変更及び運営等に関することについて」→「指定（更新）申請・変更届出等について」→1「＜障害福祉サービス等（障害者）関係はこちら＞」→「各種様式」→「1＜指定（更新）申請関係はこちら＞」→「4 2 各種加算に係る届出書（こちらをクリックしてください）」→「加算等の届様式について」に掲載）

- ①介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書（様式第2号）
- ②介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③各加算に係る届出書（兼自主点検表）及びその添付書類

注1）加算の「継続」の届出の場合は、①及び②の書類の作成は不要

注2）加算の「終了」の届出の場合は、③の書類の提出は不要

4 提出期限等

（1）提出期限

平成29年4月10日（月）必着

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定（単位数の増）はできません。

（2）提出部数

2部（正本1部、副本1部）

（3）提出先

各事業所を所管する各県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先 TEL
備前県民局管内 （岡山市を除く）	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	086-272-3995
備中県民局管内 （倉敷市、新見市を除く）	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	0868-23-1291

障害者支援施設・共同生活援助事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

研修受講計画の提出が関係する加算の届出について

重度障害者支援加算（Ⅱ）（施設入所支援）及び重度障害者支援加算（共同生活援助）については、一定の研修を修了した職員を配置することが要件となっていますが、研修受講計画の提出によって、研修受講予定者を研修修了者とみなす経過措置があります（平成29年度まで）。

つきましては、①本加算を算定中の施設・事業所で、平成29年4月以降も引き続き算定しようとする場合、②平成29年4月から新たに算定しようとする場合は、次により届出を行ってください。

記

- 1 提出書類 各加算に係る届出書（兼研修受講計画）及びその添付書類。「新規」の届出の場合、体制等に係る届出書の提出も必要。

※ 様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法に基づく事業等関係」→「2. 事業者の指定（更新）・変更及び運営等に関することについて」→「指定（更新）申請・変更届出等について」→1「＜障害福祉サービス等（障害者）関係はこちら＞」→「各種様式」→「1＜指定（更新）申請関係はこちら＞」→「4 2 各種加算に係る届出書（こちらをクリックしてください）」→「加算等の届様式について」に掲載

- 2 提出期限等 (1) 提出期限 平成29年4月10日（月）
(2) 提出部数 ①「変更」の届出の場合 1部

※ 本加算を算定中で、届出済みの内容（研修修了者の配置状況、研修の受講状況・受講計画）に変動がある場合が該当。研修受講計画上、「受講予定」であった職員が、受講済み（修了者）になった場合や改めて研修受講計画を作成し直した場合を含みます。（これらの変動が全くなく、かつ算定要件を満たす場合は、届出不要とします。）

- ②「新規」の届出の場合 2部（正本1部、副本1部）

- (3) 提出先 施設・事業所を所管する県民局

3 留意事項

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（施設入所支援）において、経過措置（研修受講予定者を研修修了者とみなす取扱い）の対象となるのは、平成27年3月31日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた障害者支援施設に限られます。
- ・ 加算の要件を満たさなくなったときは、速やかに体制届出書（介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書）により、届け出てください。
- ・ 平成29年5月以降に新たに算定しようとする場合は、算定を行う月の前月15日までに届け出てください。
- ・ 加算の要件及び経過措置の詳細については、報酬告示（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）、留意事項通知（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省通知）等をご覧ください。